



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

99 保安林予定森林	(森林整備課).....	1
100 〃	( 〃 ).....	1
101 〃	( 〃 ).....	2
102 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	2
103 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	2
104 保安林の皆伐面積の公表	( 〃 ).....	3

### ○ 監査公表

監査公表第4号		..... 3
---------	--	---------

### ○ 諸報

平成30年度行政書士試験の合格者	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	4
------------------	---------------------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第99号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上野字洞861の1、861の2、861の4、861の6
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第100号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市面川字大熊393の1、393の3、字柿平691

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3388の8、3389から3394まで

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第102号

平成30年和歌山県告示第1315号（以下「告示第1315号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

下村勢津子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1315号のとおり

#### 和歌山県告示第103号

平成30年和歌山県告示第1271号（以下「告示第1271号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の

変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
畑中茂市
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1271号のとおり

**和歌山県告示第104号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,776.10
紀中地域水源涵養保安林	1,489.70
紀北地域水源涵養保安林	359.31
紀南地域土砂流出防備保安林	949.01
紀中地域土砂流出防備保安林	397.55
紀北地域土砂流出防備保安林	412.98
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	155.96

**監 査 公 表**

**和歌山県監査公表第4号**

平成30年9月5日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

- 1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成30年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 医業収益の過年度未収金については、平成29年度末で約2,826万円となり、前年度末に比し約508万円	注意事項 (1) 医業収益の過年度未収金については、早期納付を目的とする未納者宅への訪問、家族面会時の面接、

<p>減少している。 今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請において、契約実績の相手方、規模に係る基準を満たしていないため契約実績が複数とならないにもかかわらず契約保証金を免除していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 消防用設備の点検で不良箇所が発見され、消防本部から改修の指示があったにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>電話による納付指導等に加え、昨年度に引き続き弁護士法人等へ未収金回収業務を委託することにより、債権回収に努めている。 引き続き、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」に基づき、未納者への電話連絡や外来受診時の督促等債権管理を徹底することにより、新たな未収金発生防止に努めていく。</p> <p>(2) 再発防止のため和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に則った適正な処理を職員に周知徹底するとともに、複数人で契約時の確認を行うなど、チェック体制を強化した。</p> <p>(3) 消防設備等の不良箇所については、現在改修を進めており、平成31年1月を目途に全て改善される見込みである。今後このようなことのないよう、適正な設備管理について職員に周知徹底した。</p>
--	--

2 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成30年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 保有土地の販売については、御坊工業団地で21,881㎡、雑賀崎工業団地で1,067㎡の売却を行っているが、平成29年度末現在、未処分地が486,201㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p>	<p>注意事項 積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成30年11月現在、雑賀崎工業団地で4件34,587㎡、西浜工業団地で1件2,100㎡を売却した。 今後も、より積極的に土地の売却等に努めていく。</p>

諸 報

公 告

平成30年11月11日に実施した平成30年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成31年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910002 5910010 5910011 5910029 5910040 5910049 5910055 5910058 5910066 5910079  
 5910083 5910093 5910094 5910095 5910102 5910118 5910125 5910133 5910148 5910167  
 5910177 5910191 5910194 5910208 5910215 5910231 5910237 5910242 5910274 5910275  
 5910292 5910316 5910334 5910335